

令和2年度 事業計画

《 基本理念 》

「住民と共に歩み、生き、その人らしく暮らせる地域づくり」

《 基本方針 》

人口減少、高齢化率の進展に伴い、支援を必要とする高齢者・障がい者・困窮世帯が増加し、また、子供の貧困や社会的孤立などの新たな福祉課題、生活課題も生じており、福祉に対するニーズは多様化、複雑化しております。

地域で支える見守り支援では、ほのぼの交流協力員・民生委員児童委員との協力体制を強固にし、地域住民が相互に協働するとともに、生活課題やニーズの把握に努め、地域で一体的な生活支援体制の確立に向け、行政担当課等と連携してまいります。

地域包括支援センター（町受託事業）で実施している「新総合事業」では、スマイル号（無料巡回バス）の運行により、スマイルハウス・ココリラ倶楽部などの一般介護予防事業に参加される方が増加し、元気な高齢者の増加がみられております。引き続き、町民の健康と交流の場を提供し、高齢者の孤立、閉じこもり防止を図ります。

福祉教育講座では、統合した小学校においても、様々な講座を通して、次世代を担う人材の育成のため、親や家族を大切にし、ノーマライゼーションの理念が浸透するように関係機関等と連携し、また、保護者等を含めて福祉教育を再構築してまいります。

また、当協議会が行っている介護（予防）サービス事業の重要性は言うまでもなく、鶴田町の福祉の中核を担っていかなければなりません。訪問看護では、人生の最期まで自宅での生活を希望される方々への質の高いサービスが継続できるようにします。訪問入浴では、現在の利用者は1名ではありますが、在宅で入浴することが困難な方がいる限り、サービス提供を続けます。

町民の皆さまがいつまでも安心して住み続けられるように、これらの事業の健全な運営に努めてまいります。

社会福祉協議会の使命は、地域福祉を推進する中核的な団体として「開かれた社協」となることが求められております。

今年度は、当協議会の基本理念である「住民とともに歩み、生き、その人らしく暮らせる地域づくり」の実現のため、法人組織の適正な運営と方向性を示し、「住民に必要とされる、鶴田町になくてはならない社協」となるために各関係機関、団体、行政との連携、協働を図るとともに、社協の理念に沿った職員教育を徹底し、下記の重点項目を掲げ、積極的に取り組みます。

《重点項目》

- 1 地域住民と共に生活課題の解決
- 2 一般介護予防事業の推進
- 3 福祉教育の推進
- 4 介護（予防）サービスの健全な運営